

対馬市学校跡地貸付に係る留意事項について(全施設共通)

募集形態	貸付契約による利用 譲渡可能な物件もあります。
貸付期間	貸付期間は最長5年間とします。更新もありますが、更新時の貸付期間は最長4年間となります。
応募資格	法人、任意団体及び個人を問わず、どなたでも応募可能です。また、複数の事業者等での共同の申請も可能です。ただし、以下のすべての項目に該当しない者としてします。 政治活動を行う者 宗教活動を行う者 公益を害する恐れのある用途での使用 市税に滞納がある者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する「暴力団」、同条第6号に規定する「暴力団員」、また、これらに關与している者
募集の目的	雇用の創出や地域の活性化等につなげることを目的に廃校舎の利活用を図るため募集を行います。
施設見学及び竣工図の縦覧	見学または縦覧を希望する日の10日前までに、FAX、メールによりご連絡ください。なお、口頭での予約は対応しかねます。
質問の受付	ご質問については随時受付します。FAX、メールによりお問い合わせください。お電話等の口頭でのご質問には対応しかねますので、ご了承ください。なお、ご質問及びご質問に対する回答については、必要に応じてHPで公表します。
選考方法	利活用者の選考については、対馬市学校跡地利活用委員会で利活用候補者を選定し、市長が決定します。
申請方法	様式1～6に加えて以下の「その他書類」を添付し、対馬市しまづくり推進部政策企画課へ提出してください。また、追加で別に資料の提出を求める場合があります。 ・(様式1)応募申請書 ・(様式2)応募者の概要書 ・(様式3)代表者及び役員等名簿 ・(様式4-1)事業計画書 3年分 ・(様式4-2)事業詳細(付表) ・(様式5)収支計画書 3年分 ・(様式6)地域に貢献できるセールスポイント (様式4-1)～(様式6)は重要な選考材料となりますので、可能な限り詳しく記載してください。記載が充分でない場合は選考で不利となる場合があります。 その他書類 定款、規約又はこれらに類する書類(法人、任意団体のみ) 登記事項証明書(法人のみ) 直近の事業収入状況資料(すでに事業収入がある場合のみ) 市税に係る納税証明書(未納がない証明)

貸付条件	周辺への騒音や振動、悪臭等による影響を最大限抑制するとともに、関係法令に基づき、各種施設の設置などにおける届出及び規制基準を遵守してください。
	建物及び周辺の環境の適正な維持管理に努めてください。また、適切な設備の定期点検を実施してください。
	施設の維持管理費、修繕費、改修費、電気・ガス・水道等の光熱水費、浄化槽の維持管理・保守点検、電話料金、インターネット回線利用料、ごみ処理費用等、一切の費用はすべて利用者負担となります。
	各種損害保険等に必ず加入してください。なお、保険料は利用者負担となります。
	現状有姿での貸付とし、施設の各種整備に要する経費は利用者負担とします。また、施設の改修等については、市の承諾を得た後、利用者の責任において行い、これにかかる費用については利用者負担とします。
	貸付期間を満了した場合や施設の使用を中止する場合は、速やかに現状復旧し返還してください。ただし、市と協議し、市が認めた部分はこの限りではありません。
	貸付施設で行う事業については、利活用の申請時に審査を受け、決定された用途、方法等に基づいた事業のみ行うことができます。事業内容の変更、事業拡大等を行う場合は必ず市の許可を得てください。また、疑義がある場合は事前に市に相談してください。
	各種法令関係等、事業に必要な届け出については利用者が行ってください。
	貸付にあたっては文科省への報告または承認が必要です。また、事業の内容に関して地区の同意が必要ですので、応募締め切り後、貸付まで半年程度時間を要します。
貸付料	原則土地建物の一括貸付としますが、一部貸付のご相談も可能です。
	貸付料は「対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」及び「対馬市廃校施設の無償貸付又は減額貸付に関する要綱」の規定によります。
	当初貸付から3年間の貸付料は無償です。
応募に関する留意事項	条例・要綱の規定により4年目以降も貸付料が無償となる場合があります。貸付料の免除を希望する場合は、免除申請書を提出してください。
	施設ごとに個別の貸付条件がありますので、各施設の詳細をご覧ください。
	提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とします。
	提出書類の返却はしませんので、必要に応じて、写しを保管してください。
提出先 問合せ先	応募後に辞退する場合には、電話連絡の上、辞退届(任意)を提出してください。
	〒817-8510
	対馬市厳原町国分1441番地
	対馬市役所4階 しまづくり推進部 政策企画課
	電話番号 0920-53-6111(代表)
	IP電話 353-6111(代表)
	FAX番号 0920-53-6112(代表)
	メール seisaku@city-tsushima.jp
	ご持参いただくか、郵送での提出をお願いします。
	郵送の場合は、募集締め切り日必着をお願いします。